

令和6年度 消防用設備等講演会

最近の予防行政の動向について

総務省消防庁予防課

目 次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

目次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

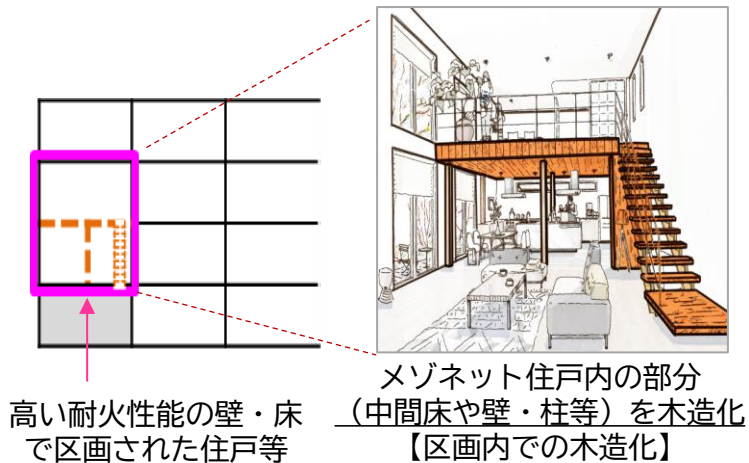
令和4年 建築基準法の改正概要

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）第4条の規定による建築基準法の一部改正により、**①建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化**、**②防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設**が行われた。（令和6年4月1日施行）

①建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化 （大規模建築物における部分的な木造化の促進）

（改正前）壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求
※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

防火上他と区画された範囲の木造化を可能に

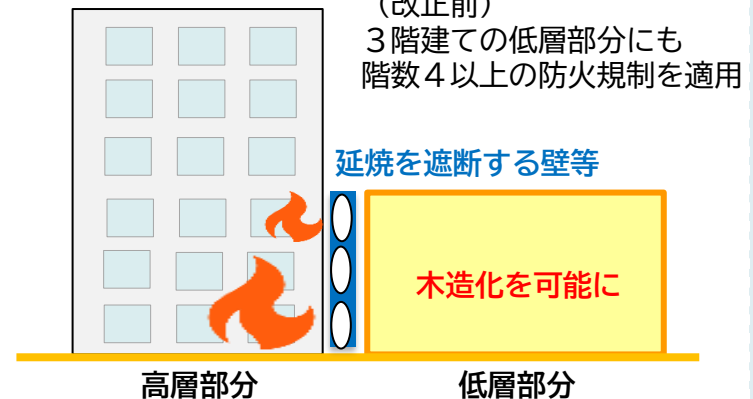


②防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設 （低層部分の木造化の促進）

延焼を遮断する壁等を設ければ、防火上別棟として扱い低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等

（改正前）
3階建ての低層部分にも
階数4以上の防火規制を適用



建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化（改正概要①）

改正前

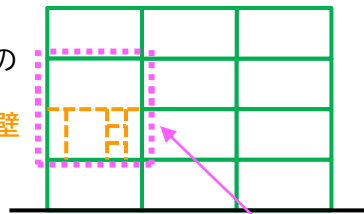
- ◆大規模な建築物(例:4階以上等)や避難上困難が生じる用途(例:就寝/不特定多数の者が利用)の建築物では、原則耐火建築物とすることが求められている。
- ◆この耐火建築物では全ての主要構造部を耐火構造(例:RC造、被覆S造など)とし、火災時に損傷を許容しないことが原則となる。

改正概要

- ◆耐火建築物においても、火災時の損傷によって建築物全体への倒壊・延焼に影響がない主要構造部について、損傷を許容し、耐火構造等とすることを不要とする。

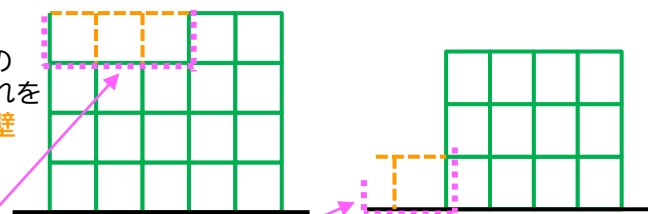
■中間階

メゾネット住戸・客室等の
中間床・階段及び
これを支える柱・はり・壁



■最上階及び地上

飲食店・会議室等の
屋根・天井及びこれを
支える柱・はり・壁



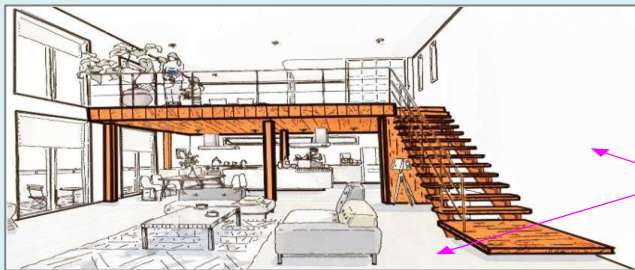
長時間の耐火構造の壁・床や防火設備で区画=特定区画

----- 損傷を許容する主要構造部

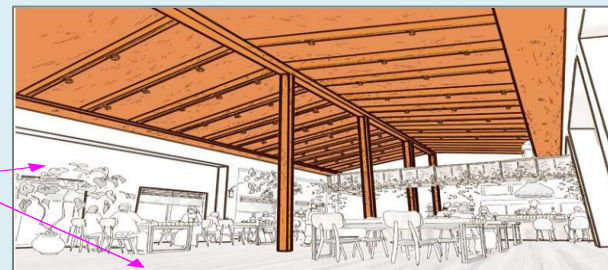
————— 損傷を許容しない主要構造部（特定主要構造部）

----- 特定区画による区画

イメージ



複数階にまたがる住戸（メゾネット）内の中間床や壁・柱等の木造化



最上階の屋根や柱・はり等の木造化

壁・床の
防火区画

建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化（改正概要②）

◆ 建築基準法（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

9の2 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「**特定主要構造部**」という。）が、（1）又は（2）のいずれかに該当すること。（後略）

耐火建築物の主要構造部については、防火上及び避難上支障がない主要構造部（損傷を許容する主要構造部）の規定が新たに設けられたことで、「**損傷を許容する主要構造部**」とそれ以外の部分（「**損傷を許容しない主要構造部**」）に分かれることとなった。

耐火建築物の主要構造部

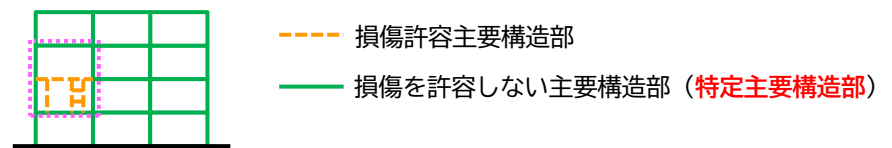
損傷を許容する主要構造部
（防火上及び避難上支障がないものとして**政令で定める**主要構造部）

損傷を許容しない
主要構造部
（**特定主要構造部**）

損傷を許容する主要構造部の条件

（ただし、居室の用途、部位（共同住宅の天井等）によっては、現行規定どおり内装制限がかかる）

イメージ



- ▶ 損傷許容主要構造部がある場合、それ以外の部分が**特定主要構造部**となる。
- ▶ 損傷許容主要構造部がない場合、**主要構造部のすべてが特定主要構造部**となる。

◆ 建築基準法施行令（抄）

（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分）

第108条の3 法第2条第9号の2イの政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

- 1 当該部分が、床、壁又は第109条に規定する防火設備（当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、**国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの**又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）で区画（＝特定区画）されたものであること。
- 2 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となっている場合にあっては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

◆ 「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件」（令和6年国土交通省告示第231号）

⇒ 上記告示において、損傷を許容する主要共用部を区画する床・壁・防火設備について以下の要求性能等を定めている。

- （1）可燃物量の増加に伴う区画内火災の長期化のリスクに対して要求すべき性能（区画内で生じる火災が消火するまでの間、区画部材が損傷・熱伝達・燃え抜けを生じないこと）
- （2）区画内の部材の倒壊・落下に伴う区画の変形のリスクに対して要求すべき性能（燃焼部材の崩落後の衝突による区画（床）の破壊の防止等）
- （3）可燃物量の増加に伴う開口部等を通じた炎による延焼のリスクに対して要求すべき性能（開口部からの火炎の噴出による屋外を通じた延焼等の防止等）

建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化（規定の整理）

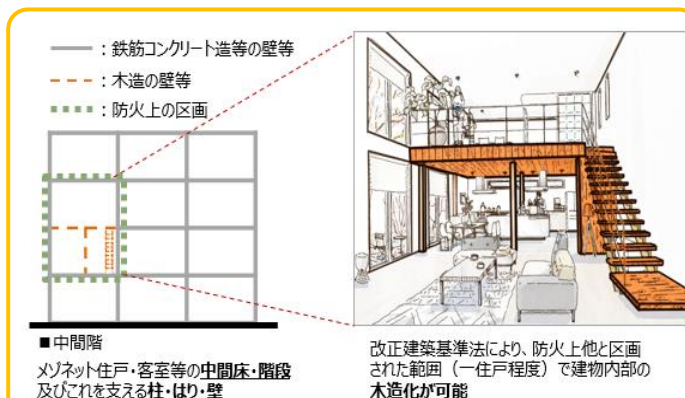
建築基準法令の対応

- ◆ 改正により、耐火建築物の定義が変更され、特定主要構造部のみ耐火構造等とすることが求められるようになったことに加え、従来の「主要構造部」が「特定主要構造部」と「損傷を許容する主要構造部」の2つに分かれた。
- ◆ これを踏まえ、「主要構造部を耐火構造」「主要構造部を準耐火構造」とすることを求めている法令上の各規定は、以下のとおり改正された。
 - ・ 規定を適用する前提条件として建築物全体の主要構造部を耐火構造、準耐火構造とすることを求める規定
→ 「特定主要構造部」のみを対象にすれば足りる（※「主要構造部」→「特定主要構造部」）
 - ・ 対象部材・部分単位で主要構造部を耐火構造、準耐火構造とすることを求める規定
→ 「主要構造部」全体を引き続き対象とする（※「主要構造部」のまま）

消防法令の対応

- ◆ 耐火建築物の主要構造部の一部を木造化した場合でも、火災時に建築物全体が倒壊・延焼しないことを要件としており、建築物全体の耐火性能には変更がない。
- ◆ 一方、主要構造部のうち特定の部材に耐火性能を要求（耐火構造の壁・床で区画することにより火熱や煙から防護することを要求）している場合に、当該部材の一部木造化を許容すると、その効果が期待できない（建築基準法令の対応と同様）。

(1) 「耐火建築物」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの	改正後も建築物全体の耐火性能を要求しており、火災による火熱によって建築物全体が倒壊及び延焼しないため、 現行のままとする（主要構造部の一部を木造化した防火対象物においても従来と同様に扱う）。
(2) 「主要構造部を耐火構造」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの	(1)と同様に、特定主要構造部以外の主要構造部が耐火構造でなくても、建築物全体が火災時に倒壊及び延焼しないため、「特定主要構造部を耐火構造」に置き換える（ 主要構造部の一部を木造化した防火対象物においても従来と同様に扱う。 ）。
(3) 「主要構造部」のうち、特定部材（壁・床）を「耐火構造」と規定しているもの	主要構造部の特定の部材（壁・柱等）の耐火性能を要求しているものは現行のままとする（ 主要構造部の一部を木造化した防火対象物には適用しない。 ）。



屋内消火栓設備の設置基準の緩和例（マンションの場合）

原則	設置不要	設置必要（700㎡以上）
耐火構造	設置不要	設置必要（1,400㎡以上）
耐火構造+内装制限	設置不要	設置必要（2,100㎡以上）

↑ 今回の改正により、主要構造部の一部に木材を利用した耐火建築物等も
屋内消火栓設備の設置基準が緩和
 ⇒ **木造化を進めやすくなる**

建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化（消防法令の対応例）

「耐火建築物」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの

改正後も建築物全体の耐火性能を要求しており、火災による火熱によって建築物全体が倒壊及び延焼しないため、**現行のままとする（主要構造部の一部を木造化した防火対象物においても従来と同様に扱う）**。

《対応例》

条	項・号	規制対象	規定の概要
令第12条	第2項第2号	スプリンクラー設備に関する基準 (スプリンクラーヘッドの種別・設置間隔) 耐火建築物→2.3m以下 準耐火建築物以外の建築物→2.1m以下	耐火建築物等の建物構造の違いにより、構造安全性、延焼拡大危険性等が異なることから、その火災危険性の差異に応じて、それぞれの対象物における火災を有効に消火することができるようにスプリンクラーヘッドの種別・設置間隔を規定している。
令第19条	第1項 第2項	屋外消火栓設備に関する基準（最小設置義務面積） 耐火建築物→9,000㎡以上 準耐火建築物→6,000㎡以上 その他の建築物→3,000㎡以上	建築物の構造に応じ、火災の延焼危険が異なることから、それぞれの建築物の構造に応じて最小設置義務面積が定められている。

「主要構造部を耐火構造」と規定し、建築物全体の耐火性能を要求しているもの

特定主要構造部以外の主要構造部が耐火構造でなくても、建築物全体が火災時に倒壊及び延焼しないため、「特定主要構造部を耐火構造」に置き換える（**主要構造部の一部を木造化した防火対象物においても従来と同様に扱う**）。

《対応例》

条	項・号	規制対象	規定の概要
令第11条	第2項	屋内消火栓設備に関する基準（最小設置面積） 耐火構造+難燃→3倍 耐火構造→2倍 準耐火建築物又は準耐火構造+難燃→2倍	主要構造部が耐火構造であり、かつ、壁及び天井が内装制限されている場合、主要構造部が耐火構造であったり内装制限がされていない場合及び準耐火建築物で内装制限されている場合については、火災の延焼危険が木造の建築物等より小さいことを勘案して基準となる面積を緩和できるとしている。
令第21条	第2項第3号	自動火災報知設備に関する基準 (天井裏の部分の感知器不要)	主要構造部を耐火構造とした防火対象物は、天井裏で火災が発生した場合であっても、延焼危険は低いことから、感知器の設置は不要とされている。

「主要構造部」のうち、特定部材（壁・床）を「耐火構造」と規定しているもの

主要構造部の特定の部材（壁・床等）の耐火性能を要求しているものは**現行のままとする（主要構造部の一部を木造化した防火対象物には適用しない）**。

《対応例》

条	項・号	規制対象	規定の概要
規則第4条の2の6	第2項第2号	防火対象物の点検基準	開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された場合において、その区画された部分が非特定用途に供されている場合における当該区画された部分は、点検基準が限定されている。
規則第12条の2	第1項第2号イ	スプリンクラー設備を設置することを要しない構造	壁床を耐火構造で区画、内装制限等を行った防火対象物は、火災の燃え広がりを一定の区域に閉じ込めることにより、一定の避難安全性を確保することが期待できることから、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものはスプリンクラー設備の設置を要しないこととしている。

建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化（関係通知）

消防法令上の規定の整理に伴う通知の改正

- ◆ 前頁における整理を踏まえ、以下に掲げる通知については、通知に用いられている「**主要構造部**」を「**特定主要構造部**」に改正する通知を発出した（令和6年3月29日付け消防予第158号）。
 - ・ 消防法施行令第32条の特例基準等について（昭和38年9月30日付け自消丙予発第59号）
 - ・ 文化財関係建築物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について（昭和44年10月20日付け消防予第237号）
 - ・ 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準及び指定方法について（昭和50年3月11日付け消防安第32号）
 - ・ 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて（昭和51年7月20日付け消防予第37号）

なお、上記の通知以外の執務資料等についても、「耐火建築物」及び「主要構造部を耐火構造」の用語を引用している場合や市町村の火災予防条例においても同様の規定を置いている場合があるが、今回の改正趣旨を踏まえて、適切に対応されたい。

特定区画の表示

- ◆ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（令和6年3月29日付け国土交通省建築指導課長通知）
 - 特定区画を有する建築物においては、消防活動時等に区画の位置の把握を容易にする観点から、建物の出入口や非常用エレベーターの乗降ロビー、当該特定区画の出入口等に特定区画の表示を行うことを建築基準法施行規則第8条の4に定めた。

建築基準法施行規則（抄）
（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分の位置等の表示）
第8条の4 令第108条の3各号のいずれにも該当する部分を有する建築物については、その**出入口その他の見やすい場所に、当該部分の位置その他必要な事項を表示しなければならない。**

 - 当該表示については、建物の出入口や非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける場合には、建築物の各階平面図や断面図等を用いる等により、建築物における特定区画の位置を示すことができるものとする必要がある。
 - 特定区画の出入口に設ける表示については、火災時に視認しやすいように、蓄光式のものや火災時に点灯するもの等とすることが望ましい。
 - 特定区画の表示については、建築後時間が経過しても機能するよう、適切に維持管理する必要がある。

防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（改正概要）

改正前

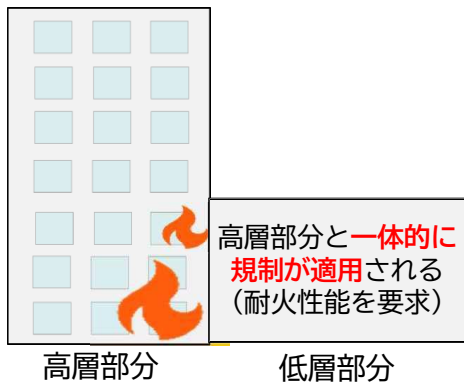
- ◆ 防耐火規制については、一の建築物を規制の適用上別の建築物として扱う「別棟みなし」規定は、構造・避難関係規定等と異なり、これまで存在しなかった。
- ◆ したがって、混構造建築物や複合用途建築物の場合、防耐火規制については一部の構造や用途に引きずられ、建築物全体に厳しい規制が適用されている。

改正概要

- ◆ 延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）で区画すれば、**建築物の2以上の部分を防耐火規制の適用上別棟（防耐火別棟）**と扱うことを可能とする。（＝区画された部分の一方のみ、規制の適用除外とすることができる。）

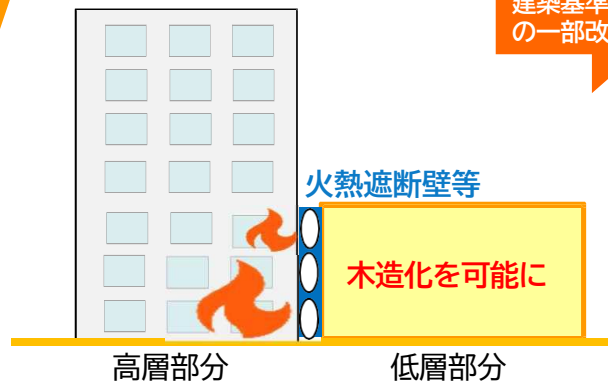
改正前

低層部（例：階数3）についても高層部（例：階数4以上）と一体的に防火規制を適用し、建築物全体に耐火性能を要求



改正後

高い耐火性能の壁等や十分な離隔距離を有する渡り廊下で分棟的に区画された高層部・低層部をそれぞれ**防火規定上の別棟として扱う**ことで、低層部分の木造化を可能とする



【法第21条】

（大規模の建築物の主要構造部等）

1. 2 （略）
- 3 前2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、**それぞれ別の建築物とみなす。**

【法第27条】

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

- 1～3 （略）
- 4 前3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、**それぞれ別の建築物とみなす。**

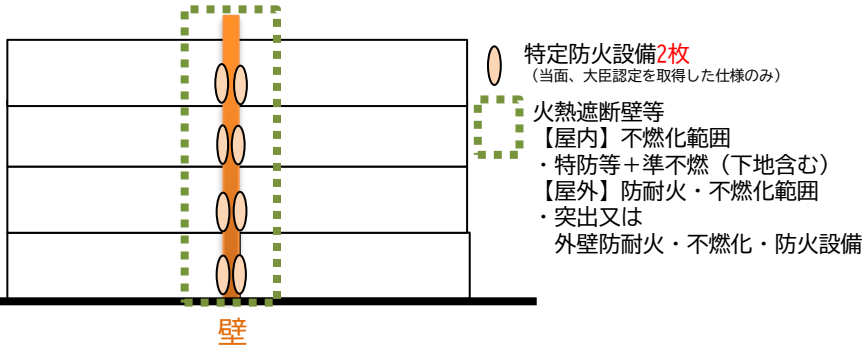
【法第61条】

（防火地域及び準防火地域内の建築物）
（略）

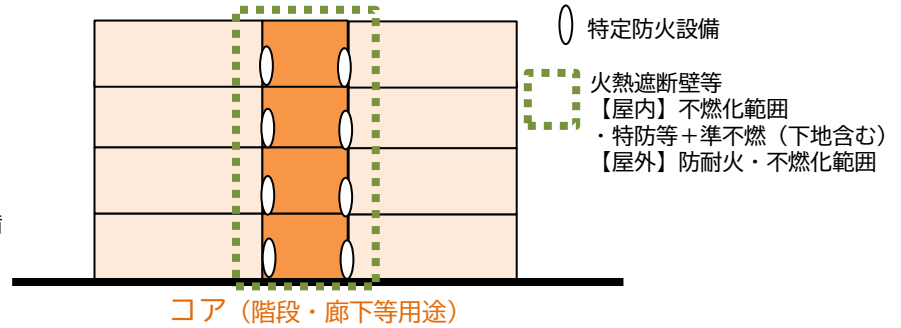
- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、**それぞれ別の建築物とみなす。**

防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（防火別棟のタイプ）

① 壁タイプ

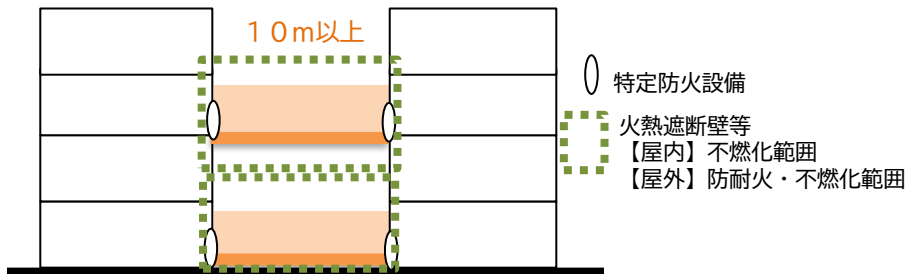


② コアタイプ



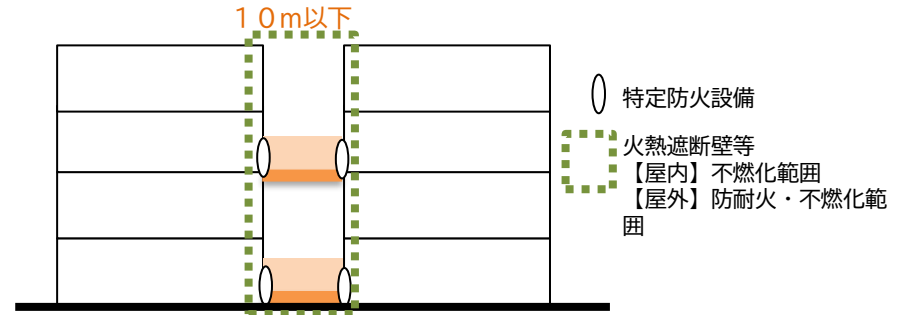
③ 渡り廊下タイプ1【新設】

十分な離隔距離の確保
(一方の棟の火災で他方に直接影響がない場合)



④ 渡り廊下タイプ2【新設】

一定の離隔距離を確保しつつ外壁面を防御
(一方の棟の火災で他方に直接影響がある場合)



※③・④について、屋根・外壁を膜材料又は設けないこととし、開放型の渡り廊下とすることも許容。（併せて、渡り廊下が接続する外壁の周囲一定範囲を耐火構造・不燃化等を要求）

※開口部の面積制限あり

防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（関係条文①）

建築基準法における防火に関する規定の一部改正

第21条（大規模の建築物の主要構造部等）

1. 2 （略）
3 前2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として**政令で定める部分**が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

1～3 （略）
4 前3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として**政令で定める部分**が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）（略）

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として**政令で定める部分**が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

「政令で定める部分」とは・・・

◆ 建築基準法施行令（抄）

（別の建築物とみなすことができる部分）

第109条の8 法第21条第3項、法第27条第4項（法第87条第3項において準用する場合を含む。）及び法第61条第2項の政令で定める部分は、建築物が**火熱遮断壁等**（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第109条に規定する防火設備（以下この条において「壁等」という。）のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの※1又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で**区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分とする。**

1 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が**構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。**

2 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして**国土交通大臣が定めるもの※2**以外のもの（口において「特定非加熱面」という。）の温度が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める温度以上に上昇しないものであること。

イ 口に掲げる場合以外の場合 可燃物燃焼温度

ロ 当該壁等が第109条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室について、**国土交通大臣が定める基準※3**に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき 可燃物燃焼温度を超える温度であって当該措置によって当該室における延焼を防止することができる温度として**国土交通大臣が定める温度※3**

3 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が**屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。**

4 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他**国土交通大臣が定める機能※4**が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないものであること。

5 当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火災による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

※1～4については、次頁

防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（関係条文②）

※前頁からの続き

※1…「壁等の構造方法を定める件」

（令和6年国土交通省告示第227号）

⇒この告示では、火熱遮断壁等で区画する場合の建築物の条件、壁等の各タイプにおける構造方法等を定めている。

※2…「壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものを定める件」

（令和6年国土交通省告示第228号）

⇒この告示では、壁等の場合、延焼防止上、区画を形成する部材の裏面側に熱を伝えない構造とするため、防火設備を遮熱性を有するものとするか、防火設備自体を遮熱性を有しないものとする代わりに、裏面側の室内（隣接室）に不燃化等の措置を講じる必要があり、その裏面側の室内（隣接室）に不燃化等の措置を講じた場合の遮熱性が要求されない面を「防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの」と規定している。なお、遮熱性が要求されない防火設備の面の基準は以下のとおり。

- ・防火設備が火災継続予測時間遮炎性を有すること。
なお、2つの防火設備で当該遮炎性を確保する場合、火災継続予測時間90分の場合：特定防火設備、60分の場合：45分防火設備を要求。
- ・隣接室の壁等である防火設備の周囲一定範囲の壁、天井及び床の仕上げ及び下地を準不燃材料等とすること。（コアタイプ又は渡り廊下タイプの場合は、その内部も同様の措置が必要）

※3…「内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件」

（令和6年国土交通省告示第229号）

⇒この告示では、壁等が防火設備である場合で、特定非加熱面が面する室に内装等の措置が講じられている場合には、当該防火設備に求められる遮熱性を緩和しており、当該措置の基準及び温度を以下のとおり定めている。

- ・内装等の措置は、防火設備の周囲15cm以内の壁、天井及び床の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。（コアタイプ又は渡り廊下タイプの場合、その内部も該当）
- ・上記措置により特定非加熱面が面する室における延焼を防止できる特定非加熱面の温度は、380度であること。

※4…「建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等に必要とされる機能を定める件」

（令和6年国土交通省告示第230号）

⇒この告示では、壁等に対して火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊により生じる応力が伝えられた場合に、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないための機能として、「防火被覆の劣化及び損傷が生じない機能」・「その他の防火上必要な機能」を定めている。

これまでの消防法令における別棟の取扱い①

消防法令における消防用設備等の設置単位は、**原則1棟の建物を一の防火対象物**として取り扱っている。
また、**渡り廊下等で接続された建築物等は、原則として1棟**として取り扱っている。

例外① 一定の要件を満たす場合は、1棟の建物であっても、別の防火対象物（別棟）としてみなすことと規定

- ◆ 消防法施行令第8条
- ◆ 平成7年3月31日付け消防予第53号「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」

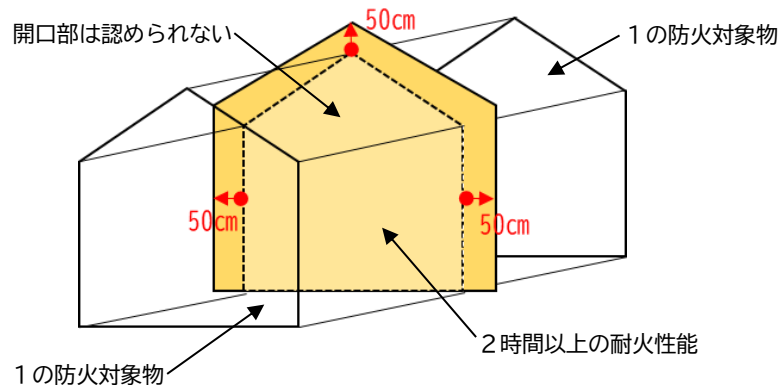
令第8条

防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、**それぞれ別の防火対象物とみなす**。

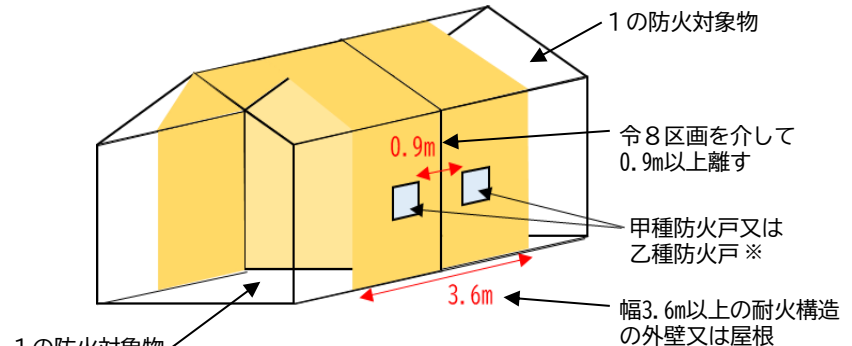
この規定は、防火対象物の部分で、当該部分が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、当該部分で出火しても他の部分に火災が延焼し、又は他の部分の出火により当該部分に延焼する危険性が少ないので、当該部分を他の部分と切り離して考え、別個の独立した防火対象物とみなして、本節（第三節（設置及び維持の技術上の基準））に定める技術上の基準を適用することとし、一棟一設置単位の原則の例外を定めたものである。（消防法施行令解説第二版P250）

令8区画のイメージ

突き出しパターン



周囲耐火構造等パターン



※現行では、甲種防火戸は特定防火設備、乙種防火戸は防火設備にそれぞれ該当

これまでの消防法令における別棟の取扱い②

例外② 渡り廊下等が一定の要件を満たす場合は、別棟として取扱ってさしつかえないものと運用

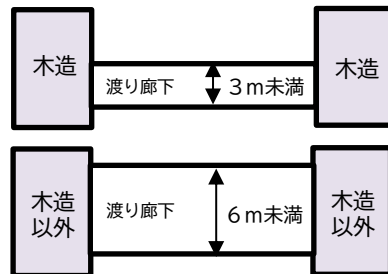
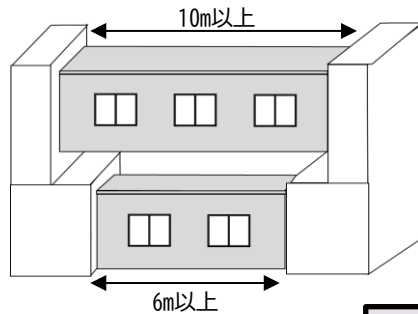
◆ 昭和50年3月5日付け消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」

26号通知

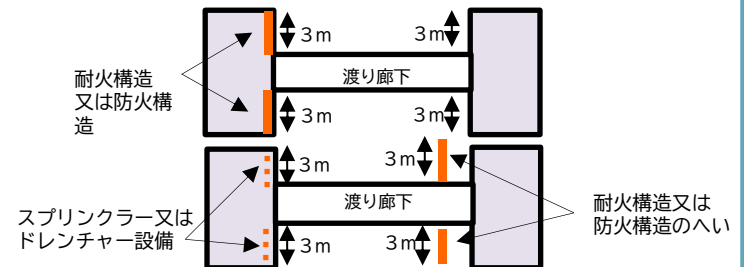
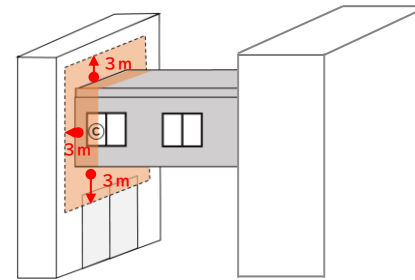
本通知では、建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合、一定の要件（接続される建築物間の距離、渡り廊下の幅員、接続される建築物の外壁及び屋根の構造、渡り廊下の構造等）を満たしている場合に別棟として取り扱える旨を示している。

26号通知のイメージ

建築物相互間の距離が確保されている場合
(相対する外壁が延焼のおそれのある部分の範囲外)



建築物相互間の距離が確保されていない場合
(相対する外壁が延焼のおそれのある部分の範囲内)



防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（消防法令の対応①）

■ 消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年1月17日公布、令和6年4月1日施行）

改正前

第8条 防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。



改正後

第8条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

- 1 **開口部のない耐火構造**（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）**の床又は壁**
- 2 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として**総務省令で定める措置が講じられたもの**（前号に掲げるものを除く。）

- ◆ 令第8条第1号 → 従前の令8区画
- ◆ 令第8条第2号 → 建築防耐火別棟及び26号通知の渡り廊下等（新設）

■ 従前の運用との関係性

		消防基準（従前）	建築基準（新設）	新消防基準
壁	開口部あり	—	防耐火別棟	基準化しない（検討の結果、今回の改正では規定しない）
	開口部なし	令第8条/53号通知	想定していない	令第8条第1号 / 省令（53号通知の要件）
渡り廊下		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 / 省令・消防庁告示（防耐火別棟・26号通知の要件）
地下連絡路		26号通知	防耐火別棟	令第8条第2号 / 消防庁告示（26号通知の要件）
コア		—	防耐火別棟	令第8条第2号 / 省令（防耐火別棟の要件）
洞道		26号通知	—	令第8条第2号 / 消防庁告示（26号通知の要件）

従前の令8または26号通知による別棟みなし等を適用している**既存防火対象物**のうち、新消防基準に適合しない場合においても、**従前どおりの運用**とする（改正施行規則附則、運用通知）

防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（消防法令の対応②）

消防法施行令第8条

防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

第1号（従前の令8区画）

第2号（新設の別棟規定）

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの

■ 令第8条第1号関係（従前の令8区画）

第5条の2（開口部のない耐火構造の壁等）（以下、抜粋）

令第8条第1号に掲げる開口部のない耐火構造の床又は壁は、次のとおりとする。

- (1) 堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造であること。
- (2) 火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- (3) 両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること。（耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし、かつ、当該耐火構造の部分が次に掲げるいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない。）
 - イ 開口部が設けられていないこと。
 - ロ 開口部に防火戸が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離れていること。
- (4) 耐火構造の壁等は、配管を貫通させないこと。（配管及び当該配管が貫通する部分が次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。）
 - イ 配管の用途は、原則として給排水管であること。
 - ロ 配管の呼び径は、200mmであること。
 - ハ 貫通部の内部の断面積が、直径300mmの円の面積以下であること。
 - ニ 貫通部を2以上設ける場合にあっては、当該貫通部相互間の距離は、当該貫通部のうち直径が大きい貫通部の直径の長さ以上とすること。
 - ホ 配管と貫通部の隙間を不燃材料により埋める方法その他これに類する方法により、火災時に生ずる煙を有効に遮ること。
 - ヘ 配管及び貫通部は、耐火構造の壁等と一体として第2号に規定する性能を有すること。
 - ト 配管には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。（当該配管に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。）

✓ これまで、令8区画の構造要件等については、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日消防予第53号（以下「53号通知」という。））により運用されていたが、今般の改正に伴い、53号通知の要件を省令に規定した。

防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（消防法令の対応③）

■ 令第8条第2号関係（新設の別棟規定）

省令

第5条の3（防火上有効な措置等）（以下、抜粋）

2 令第8条第2号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる壁等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合させるために必要な措置とする。

- (1) **渡り廊下**又は建築基準法施行令第128条の7第2項に規定する**火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室**（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法第21条第3項、同法第27条第4項又は同法第61条第2項の**規定の適用がある防火対象物の壁等に限る**。以下この号及び次号において「**渡り廊下等の壁等**」という。）

次に掲げる基準

- イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない**遮煙性能を有するもの**であること。
- ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分の**それぞれの避難階以外の階に**、避難階又は地上に通ずる**直通階段が設けられている**こと。

- ✓ 規則第5条の3第2項第1号では、建築耐火別棟の適用を受ける「渡り廊下タイプ」と「コア(火災の発生のおそれの少ない室)タイプ」について規定している。（壁タイプについては、具体的な仕様等が明らかになっておらず、個別の大臣認定を受けた場合のみ適用できることとされていることから、消防法令上の別棟としての基準化は行わないこととしている。）
- ✓ 上記に加え、消防別棟の要件として、イ(壁等の遮煙性能)及びロ(区画された各ブロックごとの地上までの独立した避難動線)の確保を規定している。

- (2) 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等

消防庁長官が定める基準

告示

◆ 「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号）（以下、抜粋）

第2 壁等

規則第5条の3第2項第2号の渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 **渡り廊下**を構成する壁等
- 2 **地下連絡路**を構成する壁等
- 3 **洞道**を構成する壁等
- 4 前各号に掲げるもののほか、**消防長又は消防署長が認める壁等**

- 第3 渡り廊下を構成する壁等に関する基準
- 第4 地下連絡路を構成する壁等に関する基準
- 第5 洞道を構成する壁等に関する基準
- 第6 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

1～3に適合しない場合であっても、これまで同等の防火安全性を有しているとして別棟として扱っている事例（緩衝帯（(一財)日本消防設備安全センターの評価）や消防本部の独自運用）があることを踏まえて設けたもの

「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日消防安第26号）で運用されていた渡り廊下、地下連絡路及び洞道による別棟の基準を告示化した。

目次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

自動火災報知設備の設置義務拡大に係る主な経緯

- ▶ 死者が多数発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれが高い用途に対して、自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大されてきた。
- ▶ これに伴い、新たに自火報の設置義務が課されることとなった小規模な施設において、その特性に応じ必要な機能を確保しつつ、簡易に設置することができるものとして特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）の基準が平成20年に定められた。また、特小自火報の設置可能施設も、自火報の設置義務拡大に伴って順次追加されてきた。

契機		自火報の設置義務の拡大	特小自火報の主な設置可能施設
H18. 1	長崎県大村市 グループホーム火災	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ・（6）項口に掲げる防火対象物 【平成19年6月13日 政令第179号】	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを対象 ・（6）項口に掲げる防火対象物 ・（2）項二に掲げる防火対象物
H19. 1	兵庫県宝塚市 カラオケボックス火災	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ・（2）項二に掲げる防火対象物 【平成20年7月2日 政令第215号】	特定小規模施設省令の制定 【平成20年12月26日 省令第156号】
H24. 5	広島県福山市 ホテル火災	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ・（5）項イに掲げる防火対象物 ・（6）項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物	次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加 ・（5）項イに掲げる防火対象物 ・（6）項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物
H25.10	福岡県福岡市 有床診療所火災	・（6）項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。） 【平成25年12月27日 政令第368号】	・（6）項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。） 【平成25年12月27日 省令第127号】
H28～	民泊需要の増加	—	延べ面積が300㎡以上500㎡未満の共同住宅で（5）項イの部分の床面積が300㎡未満の防火対象物を追加 【平成30年6月1日 省令第34号】

（2）項二…カラオケボックス等

（5）項イ…ホテル・旅館等

（6）項イ(1)～(3)…病院・有床診療所（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

（6）項口…自力避難が困難な者が入所する福祉施設等

（6）項八（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）…(6)項口以外の有料老人ホーム等（入居・宿泊させるものに限る）

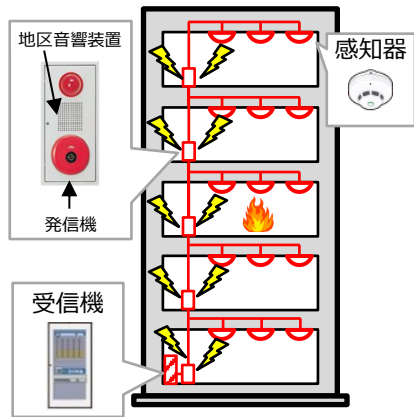
自火報と特小自火報の相違点

- 自火報は、火災の発生を自動的に防火対象物の関係者に報知する設備であって、一般的に、受信機、感知器、発信機、地区音響装置等の機器を設置し、これらの機器を配線で接続する必要がある。そのため、既存の防火対象物に、新たに自火報の設置が必要となった場合、壁や床の内部における配線工事が発生するなど大規模な工事となることが多い。
- 特小自火報は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで設置することができるものであり、簡易な工事で設置が可能である。一方、無線の伝搬可能範囲や通常の自火報の受信機が担っている火災発生区域の表示が、特小自火報では担保されていないこと等から、設置可能施設は原則として延べ面積300㎡未満で階数が2以下（警戒区域※が1まで）に制限されている。

※ 自火報の一の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小の区域）は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。ただし、一の警戒区域が500㎡以下であれば、二の階にわたることができる。

自動火災報知設備

<設備のイメージ>



<概要・特徴>

1. 受信機※1、感知器※2、発信機※3、地区音響装置※4等により構成される。
2. 有線での設置が原則であるため、壁や床の内部における配線工事が必要となる。

- ※1 受信機
火災信号を受信し、火災の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者等に報知するもの。
- ※2 感知器
自動的に火災の発生を感知し、火災信号を受信機若しくは中継器等に発信するもの。
- ※3 発信機
火災信号を受信機に手動により発信するもの。
- ※4 地区音響装置
音響又は音声により火災の発生を報知するもの。

特定小規模施設用自動火災報知設備

<設備のイメージ>



<概要・特徴>

1. 無線式の連動型警報機能付感知器※1のみでの構成が可能。（無線の通信状況に応じて中継器を設置することがある。）
2. 1による場合、電池式、かつ、無線式での設置が可能であるため、配線工事が不要で簡易な工事で設置が可能。



- ※ 連動型警報機能付感知器
火災が発生した旨の警報を発する機能を有しており、火災の発生を感知した場合に、火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するもの。

【設置可能施設】

- 特定小規模施設は次のア～エの防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）とする。
- ア (2) 項二、(5) 項イ、(6) 項イ(1)～(3)、(6) 項ロ、(6) 項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの。
 - イ (16) 項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡未満のものうち、アの用途に供される部分が存在するもの
 - ウ (16) 項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡以上のものうち、アの用途に供される部分が存在する小規模特定用途防火対象物であり、アの用途に供される部分のほかは、規則第23条第4項第1号へにより感知器の設置を要しない部分のみであるもの。
 - エ (16) 項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
 - ・ 延べ面積が300㎡以上500㎡未満
 - ・ (5) 項イ及び(5) 項ロ以外の用途が存在しないもの
 - ・ (5) 項イに供される部分の床面積が300㎡未満

特小自火報に関する省令等の改正概要

一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、自動火災報知設備に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができることとされている。

特小自火報に用いる感知器について、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能なものが開発されている状況を踏まえ、特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大等を行うため、令和6年7月23日に、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特小省令」という。）、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）について、所要の改正が行われました。

1. 特小省令の改正内容について

(1) 特小自火報を用いることができる防火対象物の拡大

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加した。

- ・ 令別表第一（13）項口及び（17）項に掲げる防火対象物
- ・ 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
- ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分

(2) 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し

- ・ 警戒区域が1の防火対象物に限り、特小自火報の全ての感知器を連動型警報機能付感知器にできることとしていたが、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとした。
- ・ 特定一階段等防火対象物及び警戒区域が2以上の防火対象物における特小自火報の感知器は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室及び床面積が2平方メートル以上の収納室、倉庫、機械室その他これらに類する室に加え、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものにも設けることとする。

2. 感知器省令の改正内容について

- ・ 火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音と音声を組み合わせたものであることとし、その音声について詳細を規定した。また、火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器には、その旨を表示することとした。


3. 特小自火報の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）の改正について

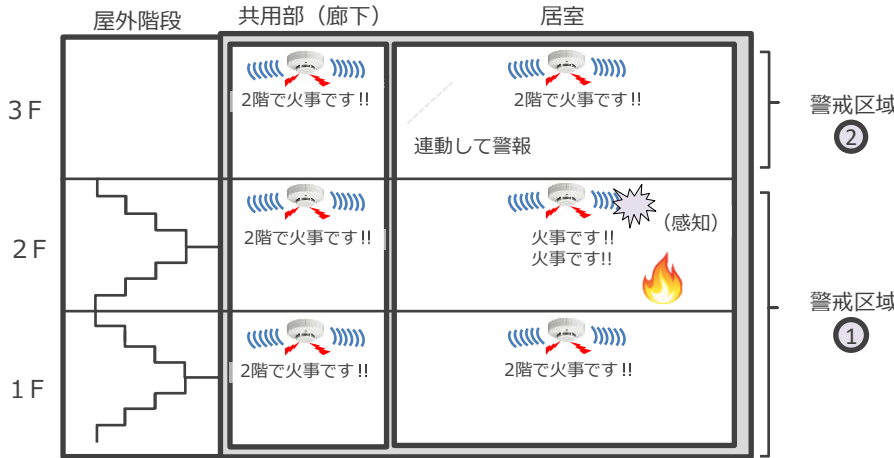
- ・ 警戒区域が2以上の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を不要とするほか、所要の規定の整理を行った。

特小自火報の機器構成イメージ

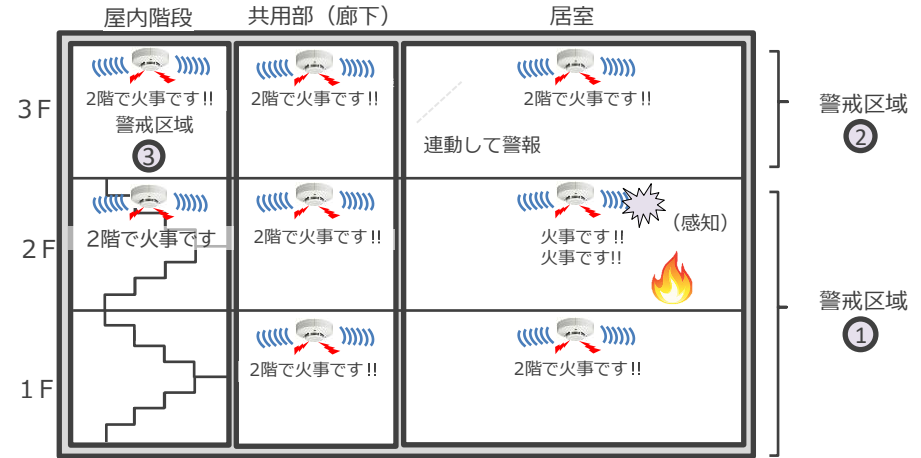
▶ 特小自火報の主な機器構成や接続方法等としては、次のとおり。

<設置例：警戒区域が2以上かつ延べ面積が300㎡未満>

：連動型警報機能付感知器



<設置例：消防法施行令第21条第1項第7号に定める防火対象物>



機器構成及び機能について

連動型警報機能付感知器のみで構成【現行基準と同じ】

警報、音響停止、復旧操作は連動型警報機能付感知器で行う。【現行基準と同じ】

火災発生場所の特定が可能な音声メッセージ（例：1階、2階、食堂、階段等）を発する連動型警報機能付感知器（新感知器）であれば、警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）でも設置が可能【改正基準】

感知器の設置場所について

1. 居室及び2㎡以上の収納室【現行基準と同じ】
2. 倉庫、機械室、その他これらに類する部屋【現行基準と同じ】
3. 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（①（2）項二に掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設、②（5）項イ（延べ面積が300㎡未満）と（5）項ロのみで構成される延べ面積が300㎡以上500㎡未満の（16）項イに掲げる防火対象物、③特定一階段等防火対象物の内部に設置されている場合に限る。）【下線部_改正基準】

※ 防火対象物に使用される建材や使用環境により、電波の到達距離が短くなり動作しない場合があるため、無線式の感知器を設置する際は、回線の受信状況を確認する必要がある。

目 次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

有床診療所の火災を受けた設備基準の強化

福岡市における診療所火災の概要

- 発生日時 : 平成25年10月11日(金) 2時22分覚知
(4時56分鎮火)
- 人的被害 : 死者10名※、負傷者 5名(重症4名、中等症1名)
出火当時の在館者は17名で、内入院患者は12名
※死者はいずれも高齢者で、内7名が要介護認定を受けていた。
- 構造・階層 : 鉄骨造及び鉄筋コンクリート(RC)造
地下1階地上4階建て・準耐火構造
- 延べ面積 : 681.71㎡
- 焼損程度 : 全焼(焼損床面積:282㎡)
- 出火原因等 : 1階処置室付近から出火



(建物外観)

火災対策の検討

第6回「有床診療所・病院火災対策検討部会」(平成26年6月19日開催)において、必要な火災対策をとりまとめ。
病院関係者(四病院団体協議会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び公益社団法人日本医師会)、有床診療所関係者(全国有床診療所連絡協議会)、学識経験者、関係省庁(厚生労働省、国土交通省)及び自治体消防本部により構成

【ソフト面での対策】小規模な施設でも夜間の火災時に適切に対応できるよう「指針」を作成

【ハード面での対策】消火器具、スプリンクラー設備等の設置基準の見直し

政令等改正

消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により政令等が改正され、病院・診療所等におけるスプリンクラー設備等の設置対象が拡大(平成26年10月16日公布、平成28年4月1日施行)

有床診療所火災を踏まえた消防設備基準の見直し

用途区分の改正（消防法施行令別表第一）

- ・(6)項イを(1)から(4)に分類整理

用途区分等に応じて設備基準を見直し

	(6)項イ(1)	(6)項イ(2)	(6)項イ(3)		(6)項イ(4)
消火器具	150㎡⇒すべて 経過措置:なし				改正なし (150㎡以上)
スプリンクラー設備	3000㎡(6000㎡) ⇒すべて 経過措置:令和7年6月30日まで	改正なし (3000㎡以上)	6000㎡ ⇒3000㎡ 経過措置:令和7年6月30日まで	改正なし(6000㎡以上)	
屋内消火栓設備	700㎡, <1400㎡>, [2100㎡] ※1 ⇒1000㎡ ※2 経過措置:令和7年6月30日まで	改正なし (700㎡, <1400㎡>, [2100㎡] ※1)			
火災通報装置	500㎡以上 ⇒すべて 経過措置:平成31年3月31日まで				改正なし (500㎡以上)
自動火災報知設備との連動起動	すべて 経過措置:平成31年3月31日まで		-		

※1 < >: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造かつ内装制限(難燃材料)したもの

[]: 主要構造部が耐火構造かつ内装制限(難燃材料)したもの

※2 1,000㎡に規則第13条の5の2に規定する部分(準耐火構造で区画等された手術室等)の床面積の合計を加えた床面積が<1,400>又は[2,100]より小さい場合は、当該床面積以上で設置が必要
(例: 準耐火構造で区画等された手術室等の床面積の合計が200㎡の場合、延べ面積が1,200㎡以上で設置が必要)

※自動火災報知設備は平成25年の消防法令改正により、無床を除きすべてに設置義務

病院のスプリンクラー等の設置状況調査結果

経過措置は令和7年6月30日まで、計画的な設置を

都道府県	平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた病院数	スプリンクラー設備設置等済	スプリンクラー設備設置等なし	スプリンクラー設備設置等率	令和7年6月30日までにスプリンクラー設備設置等予定の病院数(令和6年6月30日時点)	令和7年6月30日までのスプリンクラー設備設置等予定率
	A	B	C	D=B/A	E	F=(B+E)/A
1 北海道	59	40	19	67.8%	16	94.9%
2 青森県	22	14	8	63.6%	8	100.0%
3 岩手県	24	23	1	95.8%	1	100.0%
4 宮城県	20	16	4	80.0%	4	100.0%
5 秋田県	7	7	0	100.0%	0	100.0%
6 山形県	28	25	3	89.3%	3	100.0%
7 福島県	42	33	9	78.6%	9	100.0%
8 茨城県	94	76	18	80.9%	13	94.7%
9 栃木県	40	34	6	85.0%	6	100.0%
10 群馬県	102	96	6	94.1%	5	99.0%
11 埼玉県	105	98	7	93.3%	6	99.0%
12 千葉県	61	57	4	93.4%	4	100.0%
13 東京都	61	45	16	73.8%	9	88.5%
14 神奈川県	94	85	9	90.4%	8	98.9%
15 新潟県	28	25	3	89.3%	3	100.0%
16 富山県	25	24	1	96.0%	1	100.0%
17 石川県	38	36	2	94.7%	2	100.0%
18 福井県	8	6	2	75.0%	2	100.0%
19 山梨県	15	13	2	86.7%	2	100.0%
20 長野県	43	39	4	90.7%	3	97.7%
21 岐阜県	47	40	7	85.1%	7	100.0%
22 静岡県	57	52	5	91.2%	3	96.5%
23 愛知県	53	39	14	73.6%	12	96.2%
24 三重県	21	17	4	81.0%	4	100.0%
全国	2,445	2,187	258	89.4%	215	98.2%

都道府県	平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた病院数	スプリンクラー設備設置等済	スプリンクラー設備設置等なし	スプリンクラー設備設置等率	令和7年6月30日までにスプリンクラー設備設置等予定の病院数(令和6年6月30日時点)	令和7年6月30日までのスプリンクラー設備設置等予定率
	A	B	C	D=B/A	E	F=(B+E)/A
25 滋賀県	6	6	0	100.0%	0	100.0%
26 京都府	24	17	7	70.8%	7	100.0%
27 大阪府	134	123	11	91.8%	11	100.0%
28 兵庫県	66	62	4	93.9%	4	100.0%
29 奈良県	22	20	2	90.9%	2	100.0%
30 和歌山県	51	43	8	84.3%	1	86.3%
31 鳥取県	16	15	1	93.8%	1	100.0%
32 島根県	20	16	4	80.0%	3	95.0%
33 岡山県	59	57	2	96.6%	1	98.3%
34 広島県	87	84	3	96.6%	1	97.7%
35 山口県	26	22	4	84.6%	4	100.0%
36 徳島県	60	59	1	98.3%	0	98.3%
37 香川県	50	46	4	92.0%	3	98.0%
38 愛媛県	27	25	2	92.6%	2	100.0%
39 高知県	49	46	3	93.9%	3	100.0%
40 福岡県	178	164	14	92.1%	12	98.9%
41 佐賀県	38	32	6	84.2%	4	94.7%
42 長崎県	33	29	4	87.9%	4	100.0%
43 熊本県	75	72	3	96.0%	3	100.0%
44 大分県	48	46	2	95.8%	2	100.0%
45 宮崎県	82	75	7	91.5%	6	98.8%
46 鹿児島県	172	161	11	93.6%	9	98.8%
47 沖縄県	28	27	1	96.4%	1	100.0%
全国	2,445	2,187	258	89.4%	215	98.2%

※既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について(令和6年8月22日事務連絡) 26

有床診療所等のスプリンクラー等の設置状況調査結果

経過措置は令和7年6月30日まで、計画的な設置を

都道府県	平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた診療所数	スプリンクラー設備設置等済	スプリンクラー設備設置等なし	スプリンクラー設備設置等率	令和7年6月30日までにスプリンクラー設備設置等予定の診療所数(令和6年6月30日時点)	令和7年6月30日までのスプリンクラー設備設置等予定率(令和6年6月30日時点)
	A	B	C	D=B/A	E	F=(B+E)/A
1 北海道	130	101	29	77.7%	26	97.7%
2 青森県	39	30	9	76.9%	8	97.4%
3 岩手県	14	13	1	92.9%	0	92.9%
4 宮城県	22	20	2	90.9%	2	100.0%
5 秋田県	20	20	0	100.0%	0	100.0%
6 山形県	6	3	3	50.0%	2	83.3%
7 福島県	21	14	7	66.7%	4	85.7%
8 茨城県	43	38	5	88.4%	2	93.0%
9 栃木県	22	16	6	72.7%	4	90.9%
10 群馬県	20	18	2	90.0%	2	100.0%
11 埼玉県	48	44	4	91.7%	1	93.8%
12 千葉県	56	52	4	92.9%	4	100.0%
13 東京都	143	106	37	74.1%	25	91.6%
14 神奈川県	36	32	4	88.9%	2	94.4%
15 新潟県	8	6	2	75.0%	2	100.0%
16 富山県	9	8	1	88.9%	1	100.0%
17 石川県	19	17	2	89.5%	0	89.5%
18 福井県	8	4	4	50.0%	4	100.0%
19 山梨県	6	5	1	83.3%	1	100.0%
20 長野県	24	21	3	87.5%	1	91.7%
21 岐阜県	31	28	3	90.3%	3	100.0%
22 静岡県	23	21	2	91.3%	2	100.0%
23 愛知県	48	31	17	64.6%	17	100.0%
24 三重県	9	8	1	88.9%	1	100.0%
全国	2,065	1,798	267	87.1%	214	97.4%

都道府県	平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた診療所数	スプリンクラー設備設置等済	スプリンクラー設備設置等なし	スプリンクラー設備設置等率	令和7年6月30日までにスプリンクラー設備設置等予定の診療所数(令和6年6月30日時点)	令和7年6月30日までのスプリンクラー設備設置等予定率(令和6年6月30日時点)
	A	B	C	D=B/A	E	F=(B+E)/A
25 滋賀県	6	3	3	50.0%	3	100.0%
26 京都府	3	2	1	66.7%	1	100.0%
27 大阪府	33	27	6	81.8%	6	100.0%
28 兵庫県	46	37	9	80.4%	7	95.7%
29 奈良県	2	2	0	100.0%	0	100.0%
30 和歌山県	24	24	0	100.0%	0	100.0%
31 鳥取県	10	9	1	90.0%	1	100.0%
32 島根県	4	3	1	75.0%	0	75.0%
33 岡山県	56	50	6	89.3%	3	94.6%
34 広島県	79	71	8	89.9%	6	97.5%
35 山口県	31	23	8	74.2%	5	90.3%
36 徳島県	41	40	1	97.6%	1	100.0%
37 香川県	40	35	5	87.5%	5	100.0%
38 愛媛県	58	50	8	86.2%	8	100.0%
39 高知県	27	25	2	92.6%	2	100.0%
40 福岡県	170	156	14	91.8%	13	99.4%
41 佐賀県	50	40	10	80.0%	7	94.0%
42 長崎県	106	97	9	91.5%	9	100.0%
43 熊本県	151	147	4	97.4%	3	99.3%
44 大分県	98	93	5	94.9%	5	100.0%
45 宮崎県	63	60	3	95.2%	3	100.0%
46 鹿児島県	145	132	13	91.0%	12	99.3%
47 沖縄県	17	16	1	94.1%	0	94.1%
全国	2,065	1,798	267	87.1%	214	97.4%

※既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について(令和6年8月22日事務連絡) 27

有床診療所等のスプリンクラー設置に係るリーフレット

消防庁ホームページに掲載

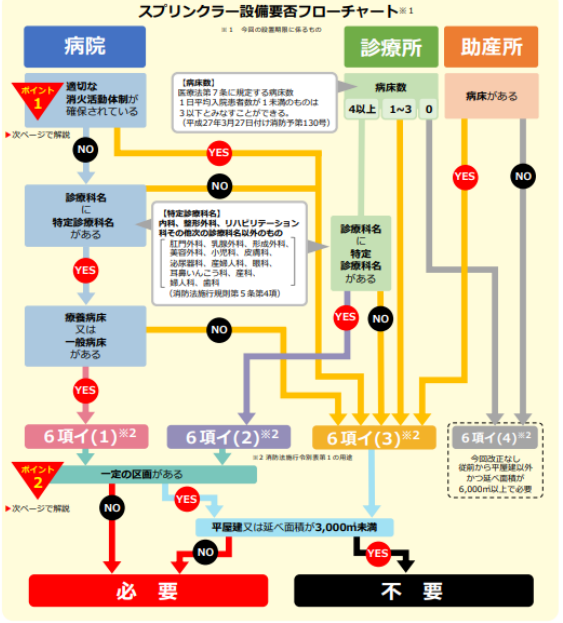
https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_22_sprinkler.pdf

既存の病院・診療所・産所でのスプリンクラー設備設置期限が近づいています

平成28年4月1日以前からある病院・診療所・産所で、下記のフローチャートよりスプリンクラー設備が必要とされる場合は、

令和7年6月30日までにスプリンクラー設備を設置してください。

平成25年10月1日に発生した福岡市有床診療所火災を受け、スプリンクラー設備の設置が必要とされる病院・診療所・産所が拡大されました。



スプリンクラー設備の基準では、設置についての緩和措置があります

ポイント1 適切な消火活動体制の確保とは

① & ②の勤務体制を有する病院は、6項イ(1) (延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備が必要な病院)とはなりません。(消防法施行規則第5条第3項)

① 勤務させる医師、看護師、事務職員等の数が、病床数が26床以下のときは2人、26床を超えるときは2人に13床までを増すごとに1人を加えた数を常時下回らない体制

② 勤務させる医師、看護師、事務職員等(宿直勤務者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2人、60床を超えるときは2人に60床までを増すごとに2人を加えた数を常時下回らない体制

病床数	50床	100床	200床	300床	400床
①を満たす最小の職員数	4人	8人	16人	24人	31人
②を満たす最小の職員数	2人	4人	8人	10人	14人

①及び②のいずれにも該当する場合、6項イ(3)となり、平層建以外かつ延べ面積が3,000㎡以上でスプリンクラー設備の設置が必要

ポイント2 一定の区画とは

次の構造による区画を有する病院・診療所は、スプリンクラー設備は不要です。(平層建以外で延べ面積が3,000㎡以上の場合を除く。)

消防法施行規則第12条の2第1項第1号に規定する区画の例 (延べ面積は1000㎡未満の場合)

- ▶ ページで解説
- 耐火火構造の壁及び床で区画したものであること (図 ■■■ 線)。
- 区画は、広さが100㎡以下で、かつ、居室が3室以下であること。
- 区画の厚は、防火戸で自動的に閉鎖等すること。
- 内装は、避難経路は準不燃材料 (図 □ 線)、その他の部分は難燃材料 (図 ○ 線) であること。

平面図

スプリンクラー設備の基準では、設置についての緩和措置があります

特定施設水道連結型スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置が必要とされた病院・診療所であっても、**基準面積が1,000㎡未満の場合には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備***を設置することができます。

※水道水水源とした簡易なスプリンクラー設備

基準面積 延べ面積から次の①、②のいずれにも該当する部分 (延べ面積の1/2以下まで) を除いた面積

① 次のいずれかに該当する部分であること。

- (ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
- (イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

② 次のいずれかの措置が講じられた部分であること。

- (ア) 耐火火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に**防火戸**(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの)を設け、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限り、(イ)を設けたもの
- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造った戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存在するもの

【(ア)の例】 水道連結型ヘッド 【(イ)の例】 レントゲン室

上記①、②のいずれにも該当する場合の例

例1

病室等 500㎡	手術室 700㎡	延べ面積 1200㎡
病室等 500㎡ + 100㎡	手術室 600㎡	延べ面積 1200㎡ + 2 = 1202㎡ (延べ面積の1/2まで) → 手術室700㎡のうち、600㎡は除外可能で、100㎡は基準面積に算入される。
● 基準面積 病室等500㎡+手術室100㎡ = 600㎡ < 1000㎡ → 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 設置可能		

例2

病室等 900㎡	手術室 1200㎡	延べ面積 2100㎡
病室等 900㎡ + 150㎡	手術室 1050㎡	延べ面積 2100㎡ + 2 = 1050㎡ (延べ面積の1/2まで) → 手術室1200㎡のうち、1050㎡は除外可能で、150㎡は基準面積に算入される。
● 基準面積 病室等900㎡+手術室150㎡ = 1050㎡ ≥ 1000㎡ → 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 設置不可		

パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備の設置が必要とされた病院・診療所・産所であっても、**延べ面積が1,000㎡以下の場合には、パッケージ型自動消火設備***を設置することができます。

※水又は消火薬剤を圧力により放射する簡易な消火設備

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（厚生労働省補助金）

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づく事業

1 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

2 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

3 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む。）
- (2) 自動火災報知設備整備

4 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに3に掲げる整備を実施する義務が生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、3に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

種別	補助率	基準単価	加算
通常型スプリンクラー	1/2	21,400円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合 2,174,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	20,700円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合 2,174,000円/施設
パッケージ型消火設備	1/2	25,000円/㎡	—
消防法施行令第32条適用設備	1/2	24,300円/㎡	—

※ 基準単価については、令和5年4月1日現在
(令和5年9月26日厚生労働省発医政0926第5号)

目 次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

二酸化炭素消火設備の概要

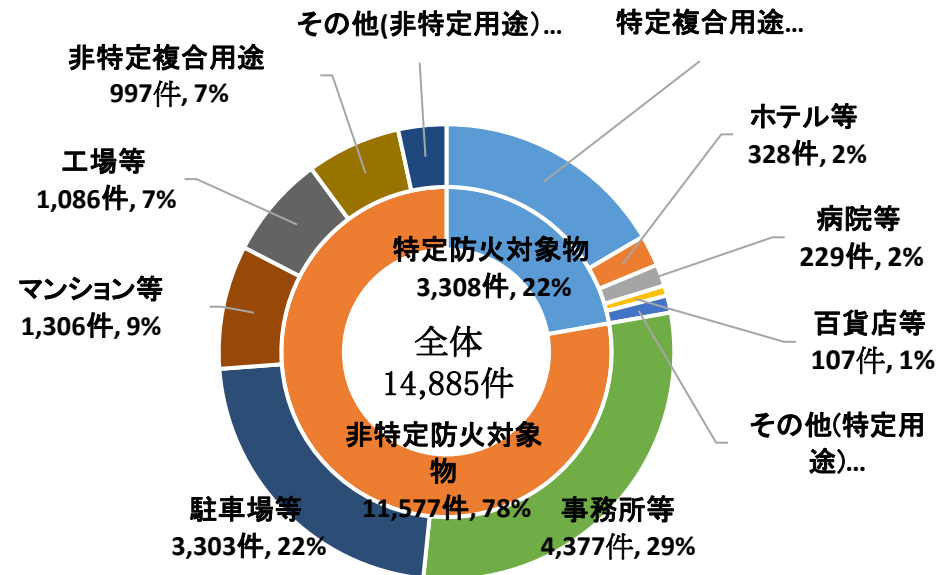
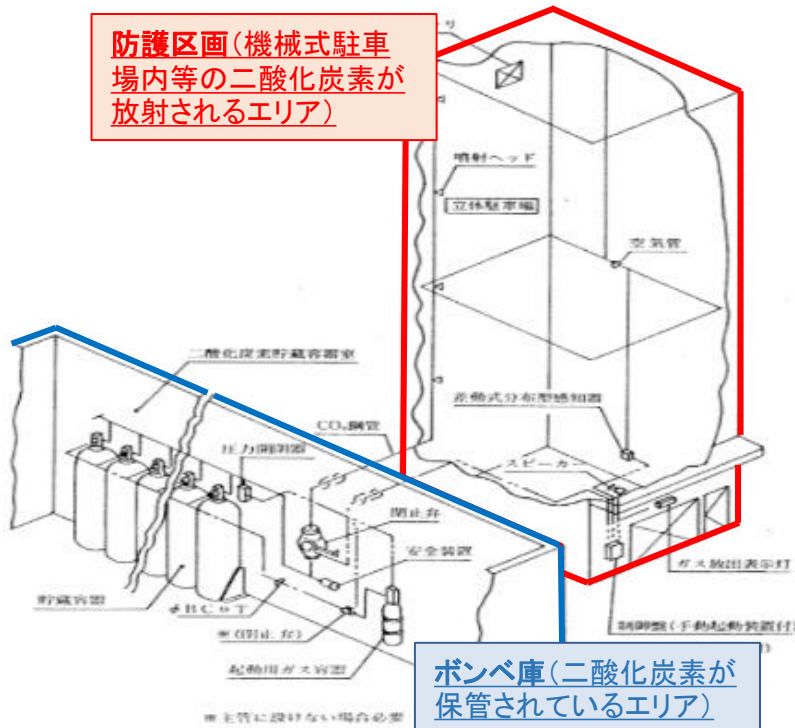
- 二酸化炭素消火設備は、消火剤である二酸化炭素により、防護区画内(二酸化炭素が放射されるエリア内をいう。)の酸素濃度を低下させ、消火する設備であり、消火に伴う汚損が少ない等の特徴をもつことから、機械式駐車場等において設置※されている。

※二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物は、14,885件。

- しかしながら、高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては、生命の危険性※がある。

※高濃度の二酸化炭素に晒された中毒症状に酸素欠乏が加わって意識消失、呼吸停止を経て死に至る。

二酸化炭素消火設備の構成例(機械式駐車場)



＜ 二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物 ＞

※令和3年4月30日時点の件数

※二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策に関する検討結果報告書(令和4年3月)から引用

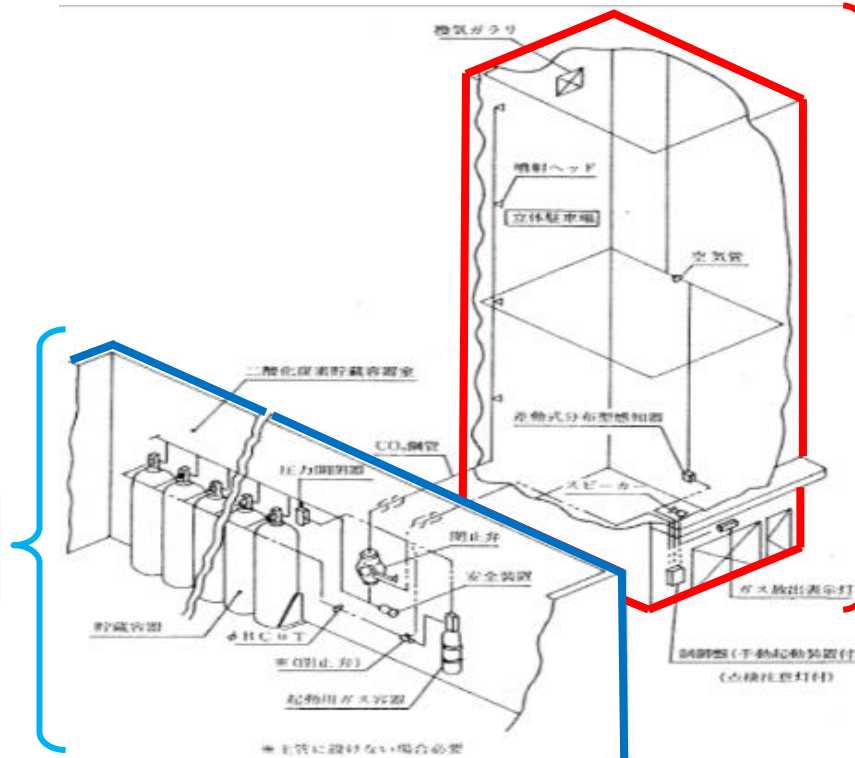
二酸化炭素消火設備に係る事故の概要

機械式駐車場内での工事中の事故

- 令和2年12月22日、愛知県名古屋市のホテルにおいて、**機械式駐車場内でのメンテナンス工事中に、機械式駐車場内に二酸化炭素が放出**（死者1名、負傷者10名）。
- 令和3年4月15日、東京都新宿区の共同住宅の機械式駐車場において、**機械式駐車場の天井ボードの張替え工事中に、機械式駐車場内に二酸化炭素が放出**（死者4名、負傷者2名）。

消火設備の点検中の事故

- 令和3年1月23日、東京都港区において、**二酸化炭素消火設備の点検中に、ボンベ庫内で二酸化炭素が放出**（死者2名、負傷者1名）。



消火設備の点検中の事故

機械式駐車場内での工事中の事故

二酸化炭素消火設備に係る事故を踏まえ法令改正の概要

改正政令に関する事項

- ア) 消防法第17条の2の5に基づく不遡及の原則が適用されない消防用設備等に、全域放出方式の二酸化炭素消火設備を加えたこと。
- イ) 消防法第17条の3の3に基づく点検のうち、消防設備士等に点検させなければならない防火対象物に、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられているものを加えたこと。

改正省令に関する事項

- ア) **起動用ガス容器**を設けること。
- イ) 消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための**緊急停止装置**を設けること。
- ウ) 自動式の起動装置については、**二以上の火災信号により起動**するものであること。
- エ) 常時人のいない防火対象物であっても、自動式の起動装置を設けた全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置したものにあっては、**音声による音響警報装置**を設けること。
- オ) 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあつては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に消防庁長官が定める基準に適合する**閉止弁**を設けること。**閉止弁**は、工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止された状態であること。それ以外の場合は、開放された状態であること。
- カ) 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること及び消火剤が放射された場合、消火剤が排出されたことが確認されない限りは、当該場所に立ち入ってはならないこと並びに日本産業規格A 8312（2021）の図A.1（一辺の長さが0.3メートル以上のものに限る。）を表示した**標識**を設けること。
- キ) 工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、**自動手動切替え装置は手動状態に維持**すること。
- ク) 消火剤が放射された場合は、防護区画内の消火剤が排出されるまでの間、当該防護区画内に**人が立ち入らないように維持**すること。
- ケ) 制御盤の付近に設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた**図書**を備えておくこと。

二酸化炭素消火設備に係る改正法令の公布・施行スケジュール

年月		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		公布 9/14		施行 4/1		4/1	
既存設備	①閉止弁の設置	<p style="text-align: center;">周知期間 →</p> <p>以下のすべての規定に適合するものは、告示に適合するものとみなす。 ・操作の方向又は開閉位置が表示されている。 ・常時開放、点検時閉止する旨が表示されている。 ・直接操作又は遠隔操作で確実に開閉する。</p>		<p style="text-align: center;">経過措置期間 →</p> <p>以下の規定に適合しなくても告示に適合するものとみなす。 ・開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられている。 ・閉止の状態で閉止の旨の信号が発せられる。 ・開放の状態で開放の旨の信号が発せられる。</p>		<p style="text-align: center;">義務化 →</p>	
	②有資格者※1による点検、標識の設置、維持に関する基準※2	<p style="text-align: center;">周知期間 →</p>		<p style="text-align: center;">義務化 →</p>			
	③その他(起動用ガス容器の設置、自動式の起動装置の場合のAND回路等)	<p style="text-align: center;">既存設備に対する義務化(遡及適用)なし。</p>					
新設設備	①、②、③の全て	<p style="text-align: center;">周知期間 →</p>		<p style="text-align: center;">義務化 →</p>			

※1 第3類の消防設備士又は第1種の消防設備点検資格者

※2 防護区画内立入り時の閉止弁の閉止等、消火剤放出時の立入制限、点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け

- 「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」における検討結果を踏まえ、全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン(平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号)を見直し、新たなガイドラインを消防機関あてに通知(令和4年11月24日)。
- 二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等の改正のポイントについてリーフレットを作成し、建物関係者に今回の政省令等改正を周知。
- 二酸化炭素の毒性や工事等作業を実施する際の事故防止策について、「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」を作成し、消防機関や関係団体等を通じて、建物関係者、施設部分管理者及び工事等事業者等に周知

二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況調査結果 (令和6年3月31日時点)

➤ 経過措置は令和6年3月31日までとなっているため、設置されていない防火対象物に対しては是正指導等が必要。

都道府県	団体数 (消防本部数+ 非常備町村)	二酸化炭素消火設備が義務設置されている防火対象物 (a)	(a)のうち、閉止弁が設置されている防火対象物 (b)	設置率 (b) ÷ (a)	都道府県	団体数 (消防本部数+ 非常備町村)	二酸化炭素消火設備が義務設置されている防火対象物 (a)	(a)のうち、閉止弁が設置されている防火対象物 (b)	設置率 (b) ÷ (a)
全国	749	12909	12458	96.5%	三重	15	69	69	100.0%
北海道	58	509	482	94.7%	滋賀	7	96	94	97.9%
青森	11	68	63	92.6%	京都	15	182	177	97.3%
岩手	12	48	47	97.9%	大阪	24	1721	1607	93.4%
宮城	11	156	152	97.4%	兵庫	24	528	501	94.9%
秋田	13	34	32	94.1%	奈良	3	47	45	95.7%
山形	12	35	32	91.4%	和歌山	18	34	33	97.1%
福島	12	62	60	96.8%	鳥取	3	31	24	77.4%
茨城	24	149	136	91.3%	島根	9	29	29	100.0%
栃木	12	120	117	97.5%	岡山	14	146	146	100.0%
群馬	11	86	82	95.3%	広島	13	423	415	98.1%
埼玉	26	291	273	93.8%	山口	12	69	68	98.6%
千葉	31	404	390	96.5%	徳島	16	36	35	97.2%
東京	11	3367	3331	98.9%	香川	10	100	85	85.0%
神奈川	23	1013	980	96.7%	愛媛	14	71	71	100.0%
新潟	19	113	113	100.0%	高知	15	63	61	96.8%
富山	7	73	73	100.0%	福岡	24	643	627	97.5%
石川	11	81	75	92.6%	佐賀	5	19	19	100.0%
福井	9	54	51	94.4%	長崎	10	119	116	97.5%
山梨	10	42	40	95.2%	熊本	12	92	89	96.7%
長野	13	90	84	93.3%	大分	14	62	62	100.0%
岐阜	20	82	74	90.2%	宮崎	14	25	24	96.0%
静岡	16	286	263	92.0%	鹿児島	22	142	139	97.9%
愛知	34	890	868	97.5%	沖縄	30	109	104	95.4%

二酸化炭素の誤放出事故の最近の事例①

- 令和5年に発生した二酸化炭素の誤放出事案について、「二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査等について」（令和6年3月22日付け消防予第137号）の通知内で注意喚起を図っている。

消防予第 137 号
令和6年3月22日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査等について

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）により、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に閉止弁の設置が新たに義務づけられたところですが、その経過措置が令和6年3月31日までとなっていることを踏まえ、下記第1のとおり調査を実施することとしましたので回答いただくようお願いします。

また、閉止弁に係る安全管理上の留意事項について、下記第2のとおり取りまとめましたので、周知をお願いします。

第2 閉止弁に係る安全管理上の留意事項について

1 最近の誤放出事故について

昨年4月の二酸化炭素消火設備に係る消防法令の改正後においても、建物関係者が閉止弁の存在を十分に把握しておらず、当該閉止弁を閉止せずに防護区画内で作業をしていたために、二酸化炭素の誤放出により負傷する事案が発生しています。

つきましては、建物関係者に対し、各種届出の受付や立入検査等の機会をとりえて、当該法令改正について周知されるよう引き続きお願いします。

事故事案の概要

工場の敷地内に設置された電気室内において、高圧電気設備の点検作業中に、二酸化炭素消火設備が誤放出し、負傷者が複数名発生した。なお、負傷者はいずれも軽傷である。

事故発生当時、工場の従業員及び点検業者10名ほどが当該室内で作業をしていたが、**従業員らは、閉止弁の存在を把握しておらず、閉止弁を閉止せずに入室していた**とのこと。

また、当該室内には、二酸化炭素消火設備が作動する旨の警報アナウンス（音声警報）が流れたが、**従業員らは何のための警報アナウンスか分からず、退避するのが遅くなった**とのこと。

その際、逃げ遅れた者及び逃げ遅れた者を救出するために当該室内に入室した者が負傷している。

設置されている二酸化炭素消火設備の概要

- 起動方式：手動起動方式
- 閉止弁の有無：有り
- 消防法施行規則第19条第5項第19号イ(ホ)に規定する標識の有無：有り
- 消防法施行規則第19条の2第4号に規定する図書の有無：有り
- 直近の消防用設備の点検結果報告：不備事項なし

建物関係者が二酸化炭素消火設備に係る消防法令の改正の内容（特に**入室時に閉止弁を閉鎖すること**）について把握していれば、防止できた事故であることから、建物関係者に対し、当該法令改正について引き続き周知を図ることが重要である。

二酸化炭素の誤放出事故の最近の事例②

- 建物関係者が、二酸化炭素消火設備に係る消防法令の改正内容については把握していたが、**建物に設置されている二酸化炭素消火設備の機器の操作に習熟していなかったために発生**した誤放出事故が、消防庁に報告されている。

事件事案の概要

機械式駐車場に設置される二酸化炭素消火設備の閉止弁を閉止しようとした際、**誤って起動用ガス容器の手動起動装置を操作し、二酸化炭素が誤放出されたもの。**

人的被害はなかったものの、二酸化炭素の誤放出に伴い防護区画内の圧力が上昇したことによって、当該防護区画に入るための扉が破損し、二酸化炭素が屋外へ噴出した。



消防庁の対応

上記事故の報告を受けて、消防関係製品の事故としてホームページに掲載し、注意喚起を図っている。

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/accident/accident001.html>



附属資料

二酸化炭素消火設備の操作手順

附属資料 二酸化炭素消火設備の操作手順 抜粋

二酸化炭素消火設備の構成機器の外観、操作方法等はメーカー毎に異なることから、「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」の附属資料「二酸化炭素消火設備の操作手順」を参考に、建物関係者が閉止弁の開閉状態を正確に把握し、かつ、開閉操作を適切に行えるよう機会をとらえて周知を行うことが重要である。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/anzentaisaku.html>

目 次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

PFOS・PFOA・PFHxS等のフッ素化合物に対する環境規制

- 泡消火薬剤の消火性能を高めるため、フッ素化合物が添加される場合がある。
- その一種である、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「**PFOS**」という。)、ペルフルオロオクタン酸(以下「**PFOA**」という。)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(以下「**PFHxS**」という。)は、環境中での残留性、生物蓄積性等を有するものとして、次のとおり環境規制を受けている。

PFOS

<平成21年>

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の第4回締約国会議(COP4:平成21年5月)において、PFOS又はその塩を規制の対象物質に指定することが決定。

PFOA

<令和元年>

POPs条約の第9回締約国会議(COP9:令和元年5月)において、PFOAとその塩及びPFOA関連物質を規制の対象物質に指定することが決定。

PFHxS

<令和4年>

POPs条約の第10回締約国会議(COP10:令和4年6月)において、PFHxSとその塩及びPFHxS関連物質を規制の対象物質に指定することが決定。

- これを受け、国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」において第一種特定化学物質として指定され、製造・輸入が事実上禁止。
- また、点検や訓練時の回収等の取扱いも規制。



当該規制等を受け、消防庁では、泡消火設備の点検基準の見直しを行ったところ。
また、特殊消火設備の技術基準等の見直しに向けた検討を行っているところ。

そのほかの法律によるPFOS、PFOAに係る環境規制

① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

PFOS又はその塩又はPFOA又はその塩を含有している泡消火薬剤は、化審法に基づき製造・輸入が禁止されている。また、化審法の技術上の基準に従い、取扱事業者（点検等）には、**保管、表示、点検や漏洩措置等をする義務**が課せられている。

※技術上の基準：「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成22年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）」

② 水質汚濁防止法(水濁法)

2023年2月に水質汚濁防止法施行令が改正され、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する指定物質にPFOA及びその塩、PFOS及びその塩が追加された。本改正により、事故（災害含む）により**PFOS等を含む泡消火剤が漏洩した場合で、河川への流出や地下に浸透することにより、人の健康や環境を汚染するおそれがある場合は、応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況や措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない**。ただし、意図的な排出（消火に伴う排出等）は、前述の対応の対象外（できるだけ届出）

※消防庁から都道府県・消防本部へ周知：「水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）」（令和5年12月18日付け事務連絡）

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

PFOS等を含む泡消火剤の廃棄にあたっては、廃棄物処理法及びPFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（技術的留意事項）に基づき、**適正に保管や収集運搬、委託処理**することが必要とされている。

第一種特定化学物質（PFOS等）を含有する可能性がある泡消火薬剤

- 泡消火薬剤の種別のうち、第一種特定化学物質（PFOS等）を含有する可能性があるものは、**ふっ素たん白泡消火薬剤、水成膜泡消火薬剤、大容量泡放水砲用泡消火薬剤**である。
- 泡消火薬剤の種別の選定は設置者の任意であるが、PFOS等を含有する泡消火薬剤は油火災の消火性能が高く、駐車場や危険物施設の泡消火設備等、化学消防車の泡消火薬剤に広く利用されてきた。
- なお、泡消火薬剤に含まれるPFOS等は製造は禁止されているが、すでに設置しているものについては、**使用（消火活動）することは可能**となっている。

赤字：PFOS等を含む可能性があるもの

	①駐車場の泡消火設備	②危険物施設の泡消火設備や大容量泡放水砲	③化学消防車
使用用途			
泡消火薬剤	<ul style="list-style-type: none">・たん白泡・水成膜泡・合成界面活性剤泡	<ul style="list-style-type: none">・たん白泡（ふっ素たん白泡を含む）・水成膜泡・大容量泡放水砲用泡	<ul style="list-style-type: none">・たん白泡（ふっ素たん白泡を含む）・水成膜泡・合成界面活性剤泡

検討対象

→ 令和6年度 予防行政のあり方検討会では**①駐車場の泡消火設備**を検討対象とする。

PFASを含まない泡消火設備の普及に向けた検討

現状の課題

- 泡消火薬剤のうち「水成膜泡消火薬剤」は消火性能に優れ、現行の設備基準において、床面積1㎡あたりの放射量が他の「たん白泡消火薬剤」や「合成界面活性剤泡消火薬剤」よりも少なく（★）、ポンプや配管等の設備コストが抑えられることから、駐車場において主流となっている。
- 一般的に水成膜泡にはPFASが含まれている。
- 既存の水成膜泡を、PFASを含まない合成界面活性剤泡やたん白泡に交換しようとする場合、現行の設備基準では放射量を大きくする必要があるので、配管やヘッド、ポンプ、水槽など泡消火設備全体の大規模改修が必要。
 - 駐車場オーナーの負担が大きく、PFASを含まない泡消火薬剤への交換が進んでいないことの一因。
 - ★ 駐車場の泡消火設備の面積あたりの放射量（消防法施行規則第18条第1項）

泡消火薬剤の種別	放射量
水成膜泡消火薬剤	3.7L/min・㎡
たん白泡消火薬剤	6.5L/min・㎡
合成界面活性剤泡消火薬剤	8.0L/min・㎡

- 泡消火設備メーカーへのヒアリングによると、開発中のPFASを含まない泡消火薬剤（合成界面活性剤泡）では、泡消火薬剤の現行規格に一部適合させることが厳しいとの意見が挙がっている。（現行の泡消火薬剤の規格省令では、様々な条件（海水/淡水、高発泡、温度範囲等）で使用可能な汎用性を求めている。）

検討の進め方

- 既存の駐車場において、大規模な改修を要さず、PFASを含まない泡消火薬剤への交換を可能とすることを目指して、消火実験やシミュレーションを行い、設置方法の見直しを行う。（例：合成界面活性剤泡であっても、火元車両から隣接車両への延焼防止性能を有している場合には、既存設備と同様の放射量でよいとする。）
- 駐車場の用途に限定することにより、必要な性能を有していると認められるものについては、泡消火薬剤として用いることができるよう、規格の見直しを行う。
 - ▶ 「消防用設備等の設置・維持のあり方に係る検討部会」において具体的な検討を行う。



<消火実験のイメージ>

目次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

アナログ規制の見直しに係る政府方針

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）抄

Ⅱ 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置（令和6年6月まで目処）	総務省

定期検査・点検規制の類型化

火災予防分野の 各種定期点検

規制等の内容概要	現在Phase	見直し後Phase（概要）	見直し完了時期
消防用設備等の定期点検	1-①	2（技術中立化、検査等の一部周期の延長等）	令和5年度4月～9月
防火対象物の定期点検	1-②	2（技術中立化）	令和5年度4月～9月
防災管理対象物の定期点検	1-②	2（技術中立化）	令和5年度4月～9月

【出典】 デジタル原則を踏まえた アナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会） ※消防庁で抜粋・加工

▼Phaseの考え方

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年1回」「月1回」「日1回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期的検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
（第三者検査）

類型1

自らによる一定の基準への適合の判定
（自主検査）

類型2

実態・動向・量などの明確化
（調査・測定）

類型3

PHASE 2

デジタル技術の
活用による
規制目的の達成

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化
（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型1

類型2

類型3

PHASE 3

定期的検査・調
査・測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）

例） 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）

例） 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
例） 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定
規制の撤廃
- 常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

点検のデジタル化に向けた取組①

点検要領（通知）の改正

政府の規制改革実施計画などにおいて、現行の点検方法の技術代替が可能な場合には、規制上明確化することとされたことを踏まえ、令和5年度予防行政のあり方に関する検討会において検討を行い、消防用設備等点検、防火対象物点検、防災管理対象物点検についての点検要領（点検方法を定めた通知）を令和5年10月に改正した（令和5年10月6日付け消防予第568号）。

デジタル化の進展に伴い、点検方法に係る多様な技術が今後も生み出されることが想定されることから、新たな技術が開発される度に個別に点検要領を改正するのではなく、現行の点検方法と同等の効果があるものについては、当該点検方法に代えて新たな点検技術を柔軟に取り入れられるように見直しを行ったもの。

※ 追加規定を赤字で表示

点検要領（消防用設備等点検）

点検要領は、次のとおりとする。

なお、点検要領に掲げる点検方法については、標準的な手順、確認手段等を示したものであり、これと同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができるものである。

点検要領（防火対象物点検・防災管理対象物点検）

第1 一般的留意事項

1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。

なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。

2 各種届出書の写し、消防計画、防火管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。

3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。

点検のデジタル化に向けた取組②

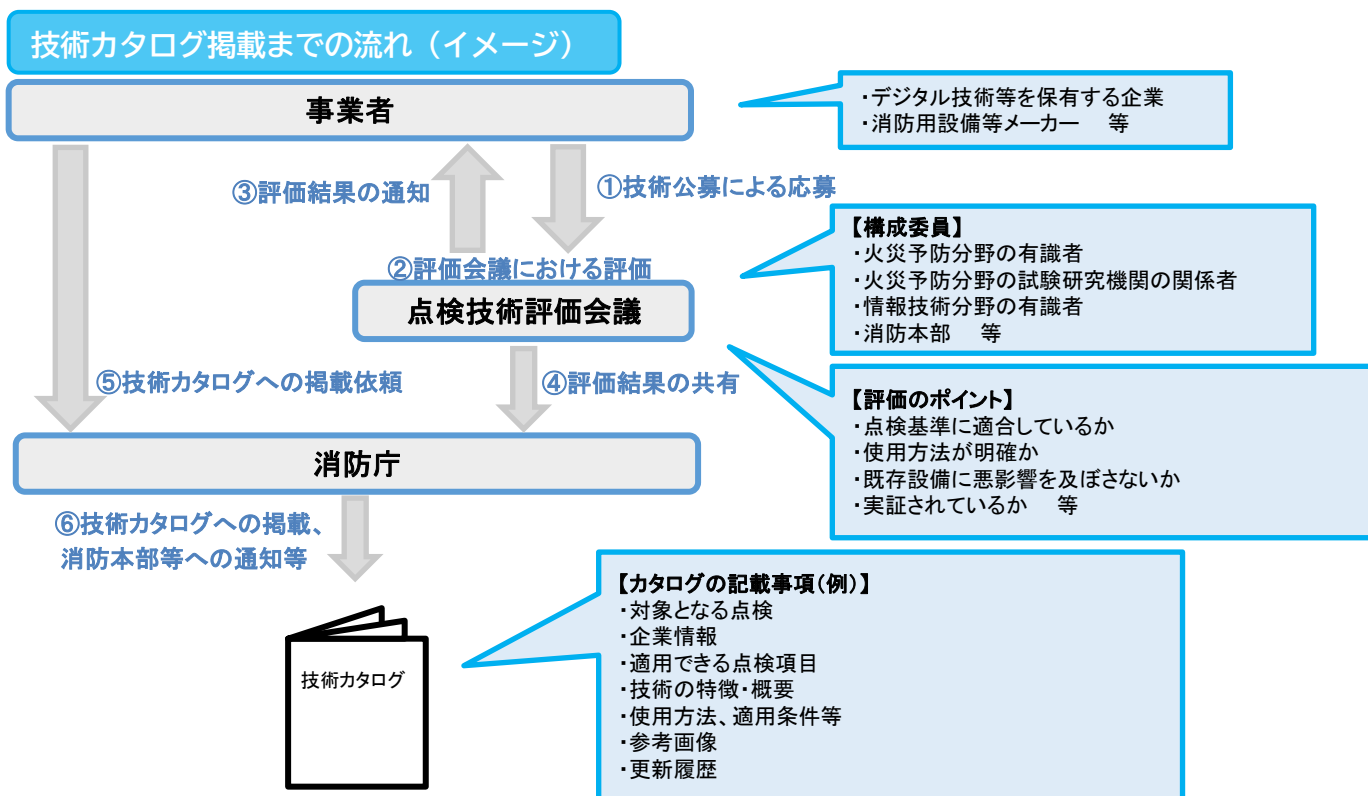
公募技術のカタログ化

令和5年度、各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」を令和6年3月25日に開催し、点検基準に対する公募技術の適合性の評価を実施した。

当該会議において適合性を有すると認められた技術を「**新たな点検技術等を用いた点検方法**」及び「**判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法**」として位置づけ、**今後、当該技術を技術カタログに掲載する。**

技術カタログについては、総務省消防庁HPに掲載するとともに、当該カタログ作成の旨を各消防本部及び関係団体（一般財団法人日本消防設備安全センター）に通知し、広く周知を図る。

今後も随時新たな技術を取り入れるため、継続的に同会議において公募技術の評価を実施し、技術カタログを追加更新していく。



目次

- 1 令和4年の建築基準法令改正に伴う消防法令の改正
- 2 特定小規模施設用自動火災報知機の設置範囲の拡大
- 3 有床診療所の火災を受けた設備基準の強化
- 4 二酸化炭素消火設備の事故を踏まえた対応
- 5 環境規制に対応した泡消火設備の技術基準の検討
- 6 消防法令に基づく各種点検のデジタル化
- 7 輪島市大規模火災を踏まえた感震ブレーカーの普及啓発

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

- 令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施

火災概要: 焼失面積約4万9千㎡、約240棟焼損、出火から14時間後に鎮圧

火災原因: 地震の影響により電気に起因した火災が発生した可能性は考えられるが、具体的な発火源、着火物等の特定に至らなかった。

- 本火災を踏まえ、今後取り組むべき消防防災対策のあり方を検討するため、消防庁及び国土交通省を事務局とした検討会を開催



※ 撮影: 三重県防災航空隊

明らかになった課題

1 条件不利地域である半島部での大規模火災

- 道路の寸断により陸路での早期応援が困難

2 地震・津波発生時における沿岸部での大規模火災

- 住民・消防職団員が避難を要することによる火災発見・通報、初期消火の遅れ

- 地震による車両、消防団拠点施設(詰所)等消防施設の被災や管内での災害同時発生による消防力の低下

- 断水、地盤の隆起及び津波により消火栓や自然水利の確保が困難

- 津波警報下での津波浸水想定区域における消防活動

3 古い木造建物密集地域での大規模火災

- 道路が狭隘であり、火災が発生すると延焼拡大しやすい

- 倒壊した建物等が通行障害の原因となるとともに、道路を越えた延焼媒体となった可能性

今後の対応策

1 地元消防本部等の体制強化

- 震災時の木造密集地域での活動及び津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定等

- 津波の状況に応じた活動のための効果的な情報収集等

- 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策(空中消火、延焼危険がある倒壊建物等の除去)

- 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進

- 消防署・消防団拠点施設(詰所)等消防施設の耐震化・機能維持

- 消防水利の確保(耐震性貯水槽の設置促進、無限水利を活用した遠距離送水)

- 消火活動の省力化、無人化の促進(無人走行放水ロボット、水幕ノズル、消火用ドローン等の整備)

- 消防団の充実など地域防災力の強化



火災の早期覚知等のためのドローン



海水利用型消防水利システム(スーパーボンバー)

2 応援部隊の体制強化

- 悪条件下での進出・活動を可能にするための、車両の小型化、資機材の軽量化

- 空路・海路での応援部隊及び車両・資機材の投入、関係機関との連携強化



悪路走行可能な小型車両

全国消防本部への調査結果

1 地震・津波災害時における消防活動計画の策定状況

- ①地震時の木造密集地域の火災防ぎよ (39%)

- ②津波警報下における消防活動(31%)

- ③①及び②の双方(20%)

- ④無限水利を活用した遠距離送水(4%)

2 气象台との関係構築

- 津波災害時の情報共有・連携体制等(2%)

3 火災予防対策

- 地震火災の予防のための普及啓発(23%)

(※カッコ内は取り組んでいる本部の割合。ただし、1①～③は、該当地域(木造密集地域、沿岸部)が存在する本部のうち計画策定済の本部の割合)

3 地震火災対策の推進

- 地域における火災予防の推進(家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付き火気設備、住宅用火災警報器、防災訓練等)

- 大規模地震時の電気火災対策(感震ブレーカー等の普及推進)

4 まちづくり

- 都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善及び住民等の地域防災力の向上に資するソフト対策の引き続きの推進

- 老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化の促進

輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方

防災基本計画、国土強靱化計画において、感震ブレーカーの普及促進

○防災基本計画

【第3編 第1章 第3節 2 (2)国民の防災活動の促進】
国【消防庁】及び地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、**感震ブレーカー**、非常持出品等の普及に努めるものとする。

○国土強靱化計画年次計画2024

【第2章 1-2地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生】
地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、**感震ブレーカー**等の普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組を行う。

地震火災対策の推進（次長通知 令和6年7月12日発出（抜粋））

大規模地震時の電気火災対策

- 近年の大規模地震において、多く発生している電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等を積極的に普及推進
- 防災基本計画に感震ブレーカーが位置付けられたことによる地域防災計画の見直しを実施
- 火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定することが重要
- 感震ブレーカー等について、実態把握を行った上で、**モデル計画を策定**

消防総第 584 号
消防消第 225 号
消防予第 355 号
消防災第 155 号
消防地第 502 号
消防広第 338 号
消防応第 47 号
消防情第 182 号
令和6年7月12日

各都道府県知事 殿

消防庁次長
(公印省略)

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた
今後の消防防災分野における推進事項について

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
政府では、本年1月1日に発生した能登半島地震（以下、「本地震」という。）の教訓を踏まえた今後の対応について、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」を開催し、「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」や「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」をとりまとめるとともに、消防庁においても、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、消防本部において事前に取りやすい方策や、感震ブレーカー等の普及に向けた取組などの地震火災対策等についてとりまとめを行うなど、累次にわたる検証を実施してきました。
また、本地震を踏まえ、本年6月28日に実施された中央防災会議において防災基本計画の修正が決定されるとともに、同日付で消防庁において消防防災業務計画の修正を行ったところであり、各地方公共団体においても、これらを踏まえた地域防災計画の見直しを実施していただくよう依頼しているところです。
各都道府県知事におかれては、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた消防防災力の強化に向けて取り組むとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、下記の事項を周知し、適切に助言されるようお願いいたします。
なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

今年度中に感震ブレーカーに係る検討の場を設け、**年度末を目処にモデル計画を作成し通知予定。**

関係府省と連携した感震ブレーカーの普及啓発

今すぐ対策を!

地震による電気火災対策を!

かんしん
感震ブレーカーが効果的です!

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください! ▶

地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

▲「電気火災の事例(その1)」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。▶ 紙類に着火、火災が発生。

▲「電気火災の事例(その2)」

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引強で損傷。▶ 通電の瞬間、コードがショート。▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。

感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、感震ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5~8万円(標準的なもの) 電気工事が必要	約2万円 電気工事が必要	約5,000円~2万円 電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	3,000円~4,000円程度 電気工事が不要

(注)住宅の構造の都合により設置できない場合があります。

感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】
国土交通省消防防災政策課 感震ブレーカー普及推進課
〒100-8505 東京都千代田区千代田1-1-1 101号室
TEL 03-3501-1743
総務省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>
内閣府ホームページ <http://www.kantei.go.jp/joho/kyuho/dankaisaku/aisaku/index.html>

内閣府 消防庁 経済産業省

住宅防火・防災キャンペーン

キャンペーン期間 令和6年 9月1日(日)~21日(土)

老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物

※老人の日: 9月18日
※敬老の日: 9月19日
(9月の第1土曜日)

近年、住宅火災による死者数のうち高齢者の割合は7割以上と高水準で推移しています。住宅火災から高齢者を守りましょう。



住宅用火災警報器
すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しないことがないよう、定期的な作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

感震ブレーカー
地震による電気火災を防ぐため感震ブレーカーを設置しましょう。

防災品
いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用火災消火器・防災品など)を身近に備えましょう。

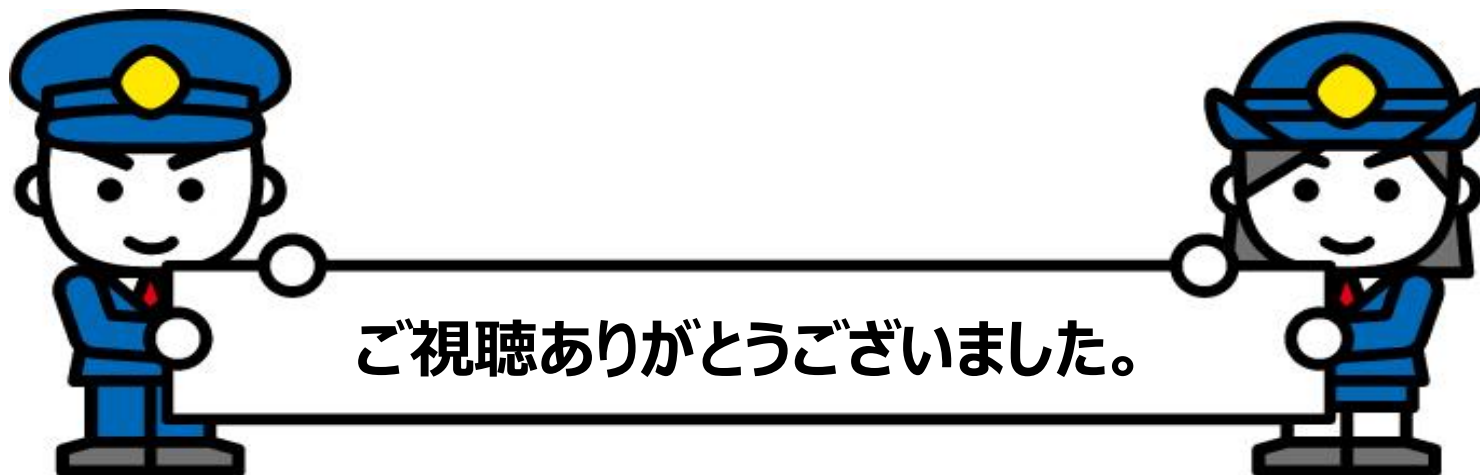
住宅用火災消火器

住宅防火に関する資料や動画はこちらからダウンロードいただけます。

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

身近な防災プロフェッショナル

内閣府、総務省消防庁、経済産業省の3府省庁で連携し、広報を実施



ご視聴ありがとうございました。